

平成30年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成30年6月15日（金） 午後2時00分 開議

日程第1	議案第7号	中川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第8号	中川村農業委員会の委員の任命について
日程第3	請願第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書
日程第4	請願第5号	国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書
日程第5	陳情第2号	憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対の意見書提出を求める陳情
日程第6	発議第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
日程第7	発議第5号	国の負担による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
日程第8		委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	村田豊
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	村澤ゆかり
保健福祉課長	菅沼元臣	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	井原伸子
書記	座光寺てるこ

平成30年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成30年6月15日 午後2時00分 開議

- 事務局長 不起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- ご参集ご苦労さまです。
- ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
- 日程第1 議案第7号 中川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- を議題とします。
- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 建設水道課長 議案第7号について説明いたします。
- 提案理由ですが、田島第2水源の増設により水道法第10条第1項の規定に基づき変更後の給水人口、給水量を含む事業計画について変更申請を行い、平成30年6月11日付で長野県知事の承認を得られたため本案を提出するものであります。
- 例規集の該当ページは第2巻の2501ページになります。
- 改正条例は、第2条に定める経営の基本の改正です。
- 第2条第3項中、給水人口「5,620人」を「5,040人」に改め、どうだ4項中、1日最大給水量「2,265立方メートル」を「2,000立方メートル」に改めるものであります。
- ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 説明を終わりました。
- これから質疑を行います。
- 質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 討論なしと認めます。
- これから採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

- 日程第2 議案第8号 中川村農業委員会の委員の任命について
- を議題とします。
- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 村 長 それでは、議案第8号 中川村農業委員会の委員の任命について提案を申し上げます。
- 農業委員の公選制度が廃止をされました。
- 首長が議会の同意を得て任命することとなり、その際、首長は農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対し委員候補者の推薦を求め、また募集を行うこととなりました。
- 中川村農業委員の任期満了に伴い農業委員会の委員を新たに任命するため、議案書に記載の8人の方の同意を求めます。
- あわせて、任命する農業委員の過半数は認定農業者であることと農業委員会等に関する法律で定められていますが、同法施行規則では議会の同意を得ることで、この限りではないとなっております。
- 一覧名簿に記載されております上の欄から4人の方は中川村の地域から推薦された方々です。下段の4人の方は農業者が組織する団体からの推薦者が1人、その他の関係者、関係団体からの推薦者3人でございます。
- 今回同意をいただきたい方は、全員、8人の方でございます。
- 中川村地域から推薦された4人のうち認定農業者は1人、その他の関係者、関係団体から推薦された4人のうち認定農業者は1人の合計2人となっております。
- 全員のご同意を賜り農業委員が任命できますようお願い申し上げます。
- 議長 説明を終わりました。
- これから質疑を行います。
- 質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 討論なしと認めます。
- これから採決を行います。
- なお、この採決は起立によって行います。
- 本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
- 〔賛成者起立〕
- 議長 全員起立です。したがって、議案第8号は同意することに決定しました。

日程第3 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは、私のほうからご報告をいたします。

6月11日の本会議において厚生文教委員会に付託されました受け付け番号請願第4号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について、6月13日、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

請願の趣旨は、義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るための制度としてこれまで大きな役割を果たしてきた。しかし、1985、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として次々と対象項目を外し一般財源化してきた。また、2006、平成18年の三位一体改革の議論の中で国庫負担制度は維持されたが、国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、引き下げられた国庫負担金は一般財源として地方交付税として配分されているが、交付税そのものが減らされてきており、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件の整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。義務教育の水準の維持、向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、義務教育国庫負担制度の堅持、拡充と国庫負担率を2分の1に戻すよう求める意見書の採択をお願いしますという内容でした。

審査の結果は、委員全員の賛成により採択すべきものと決しました。

なお、審査の中で出された主な意見は、「所得格差をすべてなくすのは難しいのではないか。」「最低限の教育を受けさせることが重要だ。」「義務教育の無償化は当然であり、給食費の負担も考えるべきではないか。」「国の繁栄のベースであり、国が義務教育への責任を持つべき。」以上です。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 請願第5号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

○厚生文教委員長 厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

それでは、私のほうから報告を申し上げます。

6月11日の本会議において厚生文教委員会に付託されました受け付け番号請願第5号、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について、6月13日、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

請願の趣旨は、2011、平成23年に国会で全会一致で義務教育標準法が改正され、小学校1年生から35人学級導入が決まった。あわせて附則で小学2年以降順次改定することを検討し、財源確保に努めると定めた。翌2012年には、法改正でなく、加配で小2を35人学級とした。その後は改善がなかったが、2017年、平成29年の法改正での附帯決議で学級編成の標準を35人に引き下げることとなるが、特段の配慮をするものとされています。長野県では、2013、平成25年に30人規模学級（35人標準基準）を中学3年まで拡大し、小中全学年が35人学級になった。けれども、義務教育標準法の裏づけがないため、国の加配等を利用しながらやりくりをしているため、小学校では本来配置されるべき専科教員が配置をされなかったり、学級増に伴う教員増の多くを臨時的任用教員の配置で対応しているなど、課題が多く残っている。国が義務教育標準法を改正し、計画的に30人学級を進めていくことで、小学校に専科教員を基準に沿って配置できるようになると考える。そこで、1つ、国の責任において計画的に30人学級を推し進めるために義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。以上を要請するものでした。

審査の結果は、委員全員賛成により採択すべきものと決しました。

なお、審査の中で出された意見は次のとおりです。「複式学級の基準はどうなっているのか確認しておくべきだ。」この意見につきましては、委員長判断で暫時休憩をとり、教育委員会に確認した結果、国の基準は16人で、1年生を含む場合は8人、長野県では小中すべての学年で8人とわかりました。全国の30人学級の実施率につきましては、小学校で45.8%、中学校で18.2%との情報もありました。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 この請願に対する委員長の報告は採択です。
 この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
 日程第5 陳情第2号 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対の意見書提出を求める陳情
 を議題とします。
 本件は総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
 ○総務経済委員長 それでは総務経済委員会審査報告をいたします。
 陳情の審査報告。
 去る6月11日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情受理番号2号、憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対の意見書提出を求める陳情についての委員会審査を6月13日、役場第1委員会室におきまして委員5名全員の出席のもと慎重に実施をいたしました。
 審査の結果は、委員4名の反対により不採択です。
 この陳情の趣旨は、自民党憲法改正案は、発議を目指すやり方も9条への自衛隊明記の内容も憲法の原理、原則に根本的に反する不当な憲法改正であり、次の理由によって自民党改憲案に反対する意見書の提出を求めるというものです。国民主権の根本原理に基づき憲法の改正権は国民にあり、その上で国民の負託を受けた国会議員に発議権が付与されている。改正しなければ国民の生活や国の統治が著しく損なわれるような国民のひとしく求める律法事実はないこと。9条への自衛隊明記は憲法の平和主義の原理に反する反憲法的改憲案で、必要な自衛の措置のための実力組織として追加されており、自衛隊違憲に終止符を打つどころか、9条の2項で不保持とする戦力と自衛隊との矛盾はより拡大する。自衛隊を9条の2項で戦力でないという解釈で合憲として下位法で規定してきており、その延長上で現行の憲法9条に自衛隊を追加する案は憲法優位の大原則無視を繰り返す誤りである。これらが理由であります。
 審査の過程で出された内容について報告をいたします。「現状のままの法律では日本を守ることは厳しい。」「日本の平和が守られているのは9条があるからだ。」「9条は守るべきだと思うが、自衛隊やアメリカの軍力で守ってもらっている気持ちが薄れてきている。」「9条の中身だけに議論が終始している。」「政府与党が先行していると言われるが、日本に他国の暴走をとめる要素がない。」「世界情勢の中で言われている

国内で9条があれば戦争ができないという安心感を持ってしまっている。」「国際情勢の中で、そういう考え方が正しいか正しくないか、常識として具体的に示していくしかない。」「将来を見越した中で安心と安全を残すには、ここで十分討議し、付加するものは実施していかなければ。」「自民党案が即改憲ではなく、それぞれの各党が草案を出して、それを国会議員が十分討議する。憲法審査会が審査をして過半数があれば発議ができる。それを国民の3分の2の賛成を得て成立となる。陳情内容は誤解を招く。」「世界情勢が変わっている。戦後70年余平和が守られてきたが、今中国が軍事的に脅威となっている。アメリカ自分の国は自分で守れとの考えになってきており、日本は核を持たない。その中で自分の国をどう守るかを考えることは当然のことである。」「これが国民に対しての責務である。安全保障がこれだけ変わってきている環境の中で、対応できる政策が必要で、それぞれの政党の考えを出して議論し、最終的には国民が決めることである。」「認識では、アメリカGHQの憲法制定案には軍隊が入っていたが、当時の吉田茂総理により「戦後復興が最優先であり、日本には荷が重過ぎるから外してくれ。」から安保条約が先行され、それにおんぶにだっこという形が今日の結果だと認識している。下位法の防衛相設置法、自衛隊法が運用されてきたが、なぜ憲法改正をやらなかったのかも今疑問である。9条をいじらないでおけということには反対である。」「総理大臣が音頭をとって提起するさかさまなやり方と言うが、リーダーは、自民党の中にもいろんな意見があるが、トップは何か示さなければならぬという意見もある。さまざまな意見があるので改憲の方向に向けていくことがよい。」「自民党改憲案の内容は、これはまだ確定ではないが、改憲に向けてやっていただくことがよい。」ことなどが出されました。
 ○議長 以上、審議のほどよろしく願いいたします。
 委員長報告を終わりました。
 ○8番 これから質疑を行います。
 (大原 孝芳) 今委員長報告があったんですが、その話の中で陳情者の平和って何だ伊那谷の代表者の方をお呼びしたってということが今報告なかったんですが、委員長報告の中にね、今回代表の方を呼んでね、お聞きして、またいろんな意見が出たと思いますので、そのところら辺をちょっとつけ加えることがあったら言っていただきたいと思いますが、いかがですか。
 ○総務経済委員長 委員の中からの要望によって陳情者の代表である平和って何だ伊那谷の代表者である角憲和さんをお呼びして、陳情内容についての説明、それから質疑に対してのお答えをいただきました。説明も長いのでここで要約してどういうことがあったということは言えませんが、この陳情内容での説明ですので、聞かれた委員の衆が納得して胸に落ちたかどうかということにはわかりませんが、委員会の審査の参考には十分だったというふうに思っております。
 ○議長 以上です。
 ほかに質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これですべてを終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
じゃあ、賛成討論からお願いします。

○4 番 (鈴木 絹子) この陳情に賛成の立場で討論します。
憲法9条に自衛隊を書き込むだけ、明記しても何も変わらないというなら書く必要はないはず。法律の世界では、後からつくった法律が前の法律に優先するという原則があります。2項の戦力不保持、交戦権の否認を残したとしても、自衛隊保持という項目をつけ足すところが優先し、2項がないものになってしまいます。そして、安倍首相が書き込もうとしている自衛隊は、災害救助で頑張っている自衛隊ではなく、安保法制によって集団的自衛権の行使が可能となった自衛隊です。これは海外での無制限の武力行使を可能にするものにほかなりません。
さきの戦没者追悼式においても村長はじめ来賓のどなたも「絶対に戦争はあってはならない。」と強く進言されていました。
憲法前文でも「我らは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあります。
世界は話し合いによる平和外交が主流です。河野洋平元総裁は「憲法は、現実に合わせて変えていくのではなく、現実を憲法に合わせる努力が先ではないか。」と発言しています。
何回も行われている世論調査でも憲法改正は必要ないという意見のほうが過半数を占めています。
以上の観点から、私はこの陳情に賛成します。

○議 長 次に反対討論を行います。

○3 番 (松澤 文昭) 私は原案に反対の立場から討論に参加をします。
私は、陳情書の内容にある国民主権だとか、それから立憲主義は、私も守るべきだとは考えております。立憲主義というのは憲法の条項と国家運営の実態にずれがない、これが法治国家としては当然のことだと考えております。
今の憲法は軍隊の保有を禁じているが、現実問題として自衛隊は存在をしております。しかし、この陳情書は、自衛隊の存在自体が憲法違反との主張であります。自衛隊が担っております災害派遣等の任務の現実を見たときに、自衛隊組織の存続自体は国民が認めていると私は考えております。したがって、国民主権だとか立憲主義を守るためにも、日本が自衛隊を持つ必要がある現実に憲法を合わせる必要があると私は考えております。
権力者は、その都度かわっていきます。時の権力者がその意見で権力を振りかざすことがないように、その根本にある憲法は国家運営と憲法の条項と一致させる必要があります。本格的な法治国家に成長させるために原案に反対をします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これですべてを終わります。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長報告は不採択です。
陳情第2号 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対の件書提出を求める陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成少数です。したがって、陳情第2号は不採択することに決定しました。
日程第6 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (鈴木 絹子) 案文を朗読して提案とします。
義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るための制度としてこれまで大きな役割を果たしてきたところです。
しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。
また、平成18年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは財政規模の小さな県では十分な教育条件が整備できず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。
そこで、平成31年度予算編成において義務教育の水準の維持、向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため次の事項を実現するよう強く要望します。
1、教育の機会均等とその水準の維持、向上のため必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること。
以上、よろしくご討議ください。

○議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

○議長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
日程第7 発議第5号 国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
を議題とします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 趣旨説明を求めます。
○6番 (柳生 仁) それでは、案文を朗読します。
国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書
平成23年、国会において小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律に盛り込まれ、附則で小2年生以降順次改定することを検討し、財源確保に努めることを定めました。
しかし、翌年の平成24年度には、法改正でなく、加配で小2を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいません。
長野県では、平成25年度に35人学級を中学3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。
しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。
いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要があります。
また、長野県では、少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請します。
1、国の責任において計画的に30人学級を押し進めるため、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。
以上、よろしく審議をお願いします。
○議長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
○議長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議長 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。
日程第8 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長より議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。
本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
○議長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
○7番 (小池 厚) 訂正をお願いします。
厚生文教委員会に付託されました請願4号並びに請願5号それぞれの意見書の宛て先がですね、衆議院議長が「大森理森」になっていますけれども「大島理森」に訂正していただけますでしょうか。
○議長 はい。
○7番 (小池 厚) すみません。お願いいたします。
○議長 申し出のとおり訂正をさせていただきます。
これで本定例会の会期に付された事件の審議はすべて終了しました。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
○村長 6月定例議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつをいたします。
今定例会では、提案申し上げました承認案件9件のすべてと議案8件につきまして原案どおり可決、承認をいただきました。改めてお礼を申し上げます。
開会のあいさつでも触れましたが、例年春先の農作物の凍霜害はありませんけれども、気候が1週間〜10日ほど早く進み、ひょうや落雷、突風など異常気象を呼び起こさなければという心配は依然としてあります。現に6月12日、佐久地方ではひょうが降りまして農作物に被害を出しております。また、北海道では雪を観測するなど天候不順が報道されていて、この先の気象に少なからぬ不安を感じます。夏は雨が少なく高温との予測でありますけれども、逆に平年のような雨がないと作物にも水道水にも影響が出る心配が多分にされるところでありまして、引き続き注意深く見つつ、梅雨

時期の異常出水、土砂流出などの災害には特に気を引き締めて警戒していく必要を感じております。

今定例会は、中川村議会 15 期としては最後の議会でありました。

また、私が村長に就任後、村づくり、子育て、福祉について議員各位と議論を交わし、私自身最初の平成 30 年度予算を伴う施策につきましても議論をいたし、また少子化、人口減少の中での村の将来、進めるべき施策について積極的な提言をいただくなど、かかわりを持たせていただきました。

議員各位におかれましては、4 年間、村民の平穏な暮らしのために、村の経済振興のためにご尽力をいただきましたことについて、改めてお礼を申し上げます。

村発足 60 周年記念の第 27 回どんちゃん祭りの翌週には、長野県知事選挙にあわせて中川村議会議員選挙が行われる日程が決まっております。議会議員選挙について村民も熱い関心を寄せつつある中、季節も最も暑い時期に重なり大変なことと存じますが、体調管理にご配慮いただき、それぞれにより形で乗り切ってくださいますようお願い申し上げます。

今後ともそれぞれのお立場で村の発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。6 月定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成 30 年 6 月中川村議会定例会を閉会とします。

お疲れさまでございました。

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 2 時 4 6 分 閉会]

○議長

○事務局長

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____